

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	高鍋町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/display.php?cont=170428105055

執行機関名 高鍋町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高鍋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成26年高鍋町訓令第19号)による私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高鍋町条例第26号)別表第1第2の項 高鍋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成26年高鍋町訓令第19号)による私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	高鍋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成26年高鍋町訓令第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第64号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、町内に住所を有する幼児が、私立幼稚園に就園することによって生じる当該幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則(昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		高鍋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成26年高鍋町訓令第19号)